

## 「国際柔道連盟試合審判規定」の解説

審判講習会・補足資料

### ○投技の評価

1. 立ち姿勢は片膝が畳から離れていること。両膝が畳に着いた場合は基本的に寝姿勢である。但し、立ち姿勢から流れの中で、瞬間的に両膝が着く程度で、直ぐに投げた場合は立ち姿勢とみなし投げ技として評価する。  
※ 流れを理解することが大切である。
2. 体側が着いてから、回転した場合や尻を着いてから背中が着いた場合は、「一本」とはならない。
3. 背負投、釣込腰等で反対側に落下した場合、コントロールされていたかどうか見極めること。
4. 捨身技の判断を適切に行う。捨て身技は身体を畳に着地しながら技を施すため、失敗した場合は技を掛けた選手のみが倒れ、相手は立っていることがある。この場合、技を掛けられたのに応じ、巧みに技を施しているかどうか見極めなくてはならない。何も対応していない場合は、単なる自滅であり、スコアは与えない。
5. 絞技を施しながらの投技は認められるが、関節を極めながらの投技（腕返等）は無効である。  
（注）肘関節を極めながらの逃げ場のない背負投等施すことや払腰、内股等、試みる時に片手で相手の襟を握り、腕挫腋固のようにして（相手の手首が投げる者の腋の下に固定されている状態）、うつ伏せに倒れ込むことは「反則負け」である。  
※ 相手をきれいに仰向けに投げようと意図しない動作は危険であり、「腕挫腋固」と同様に扱う。
6. 試合終了の合図と同時に施された技は評価される。微妙な場合は時計係への確認と合議が必要である。

### ○固技（寝技）について

1. 次の基準に相当するときは「抑え込み」を宣告する。
  - (1) 相手によって制せられており、畳に背・両肩又は片方の肩がついていること。
  - (2) 横側・頭上・身体の上から制していること。
  - (3) 相手の脚で自分の脚又は身体を制せられていないこと。
  - (4) 「袈裟」「四方」又は「裏」の体勢、すなわち「袈裟固」「上四方固」あるいは「裏固」の形にならない。
2. 三角からの「抑え込み」は尻が畳に着地していないこと、上体が覆っていることが条件である。
3. 「浮固」「裏固」の判断を適切に行う。
4. 抑え込まれている試合者に、上側からでも下側からでもしっかり確実に脚を挟まれた場合は「解けた」となる。但し、すぐに外れる程度では「解けた」を宣告しない。  
※ 縦四方固で抑え込んでいる試合者の脚を下から足や足首を挟んでも、「解けた」とならない。
5. 寝技の攻防をよく理解する。進展のない寝技を止めることと寝技への準備段階であり、進展が起ころうとしている状況との違いを見極めることが審判員の技量である。もう少しで「抑え込み」になるか、「絞技」や「関節技」が決まると判断した場合は、安易に「待て」を宣告しないこと。  
※ 時間稼ぎか？本当に仕留めるための攻撃なのかを見極めることが重要である。見るべきと判断した場合は、時間を引き延ばして選手の技を發揮させる。
6. 絞技「関節技」が施され、その技の効力がある場合は、うつ伏せの試合者が片膝（又は両膝）、両手を畳から離れた立ち姿勢のような形になっても、その体勢がまだ不安定な場合は「待て」を宣告することなく、その経過を見ること。  
※ 特に両手を広げ、「待て」を要求する試合者のジェスチャーに惑わされないこと。
7. 寝技のみに「そのまま」がある。
  - (1) 寝技において有利な立場にある試合者（抑え込んでいる場合等）が、禁止事項を犯した場合は「待て」を宣告し、双方を試合開始時の位置に戻し罰則を与える。不利な立場の試合者が禁止事項を犯した場合は、「そのまま」を宣告して両者の動きを止め、場罰則を与え、その後「よし」と宣告し、試合を再開させるのが基本的なやり方である。  
（注）「指導」を与えられる選手が、不利な状況にいる場合は「そのまま」を宣告せず、直接「指導」を与えることができる。※状況に応じる。
  - (2) 寝技中に試合者が負傷したと合図をした場合、必要であれば「そのまま」を宣告することができる。また、この場合は両試合者を離すことができる。

- (3) 寝技において、主審が間違えて「待て」を宣告した場合や投技を施し、主審が「一本」と宣告したが副審が技の評価に異見を示し(例えば「技有り」)、訂正した場合でも、既に抑え込みの体勢にあったが、「一本」と思い込み抑え込みを解いて、立ち上がった場合も元の位置に近い状態に戻し、「よし」として試合を再開させる。

#### ○試合場内外の判断

1. 片足が場外に出た場合は直ちに攻撃するか、場内に戻らなければ「指導」である。
2. 両足が場外に出た場合「待て」、「指導」である。相手を組み伏せているが、技を掛けることなく相手を引き回しながら自ら場外へ出た場合も「指導」である。
3. 相手によって、押されて場外に出た場合は、押し出した方の選手に「指導」を与える。
4. 相手に技を掛けられて場外に出た場合は、「指導」は与えない。
5. 場内から始まった攻撃は一連のアクション(返し技でも)であれば、双方が場外に行っても継続され、その技は評価される。※途切れたその瞬間に「待て」である。
6. 場内で「抑え込み」が宣告された場合、両試合者が場外へ出ても継続される。また、絞技、関節技が場内で施され、効力がある場合は両試合者が場外へ出てもそのまま継続される。
7. 場外で決まっている「抑え込み」を返し、(俗称、テッポウ返し等)直ぐに抑えた場合も、その技を評価し、「抑え込み」を宣告する。
8. 場内で始まった投技が場外で決まり(スコアがない場合も)、直ちに「抑え込み」「締技」「関節技」が施された場合(瞬間的に決まる技)その技を認める。

#### ○肩三角グリップ(仮称)について

1. 立ち技において、肩三角を施した場合は「待て」を宣告する。主審の「待て」を無視して投げた場合、合議の上「反則負け」とする。
2. 寝技の場合、肩三角グリップは認められる。但し、脚でブロック(相手を固定)し、肩三角グリップを施すことは禁止とする。主審は「待て」を宣告する。

#### ○負傷関係・医療処置について

1. 主審は頭部又は背部(脊椎)に大きな衝撃のあった負傷の場合、又は大きな負傷の疑いを持った場合、試合者に対処するために医師を呼ばなければならない。この場合、医師は出来るだけ短時間に診察を行い、主審に継続してよいか否かを報告する。もし、続行不可能と告げた場合、副審と合議の上、相手選手に「棄権勝ち」を与える。
2. 試合者が主審に医師を呼ぶよう要請した場合はその試合は終了し、相手選手の「棄権勝ち」となる。
3. 出血がある場合にはどのような場合にも常に粘着テープ・包帯・鼻用の止血栓などで覆わなければならない。  
(注)出血が収まらない場合は相手選手の「棄権勝ち」となる。  
※血液凝固剤や止血剤の使用は認められている。
4. 出血を伴う負傷は、同じ箇所に限り2回まで医師の手当てを受けることが出来るが、3回目の出血があった場合、相手選手の「棄権勝ち」となる。
5. 軽微な医療行為として選手が爪を負傷した場合、主審の指示により医師は爪を切ることを手伝うことができる。
6. 指や肩の脱臼は、同じ場所に限り2回まで試合者自身で治すことが出来るが、3回目は相手選手の「棄権勝ち」となる。
7. 嘔吐があった場合は、相手選手の「棄権勝ち」となる。
8. 足・膝・腕・肩等の負傷の場合、短時間様子を見て試合続行を促す。  
※医師が診察した場合は相手選手の「棄権勝ち」となる。
9. 試合者1名に対し、1名の医師のみが試合場に出ることが許される。但し、補助が必要な場合のみ主審の許可を得て認められる。※コーチは絶対に入れない。
10. 医師は急所の負傷があった場合、主審の指示により(尻を打つ等)、調整するのを手伝うことが出来る。
11. 医師を呼んだ場合、副審は主審に呼ばれない限り着席したままで状況を目視確認する。  
(注)国際大会ではケガの手当を試合場外で行っているが国内ではこれまで通り試合場内に医師を呼び対応する。

### ○その後の試合への出場について

- (1) 直接「反則負け」=その後は、出れない。※但し、ダイビングとブリッジは出れる。
  - (2) 累積「反則負け」=出れる。
  - (3) 「棄権負け」=出れる。
  - (4) 「不戦負け」=その後は、出れない。※大会により例外はある。
- ※ 「負傷負け」や「失格負け」は国際規定にはない。

### ○試合結果の訂正について

審判員が試合場を降りた後でも、結果に誤りがあり、その結果が明らかに人為的ミス（タイムキーパーの記録違い等）である場合は、試合者を再度試合場にあげて勝者宣告のやり直し、もしくはGSからの再試合ができるものとする。

### ○主審の位置取り・移動・態度

1. 主審は両試合者の動きに合わせて移動し、両者の動きをより良い位置で観察する必要がある。そのためには、試合者との適度な間合いが必要であり、常に試合者との一定の距離を保ちながら、最高の位置取りをすることが大切である。
2. 試合者との間合いは、あまり試合者に接近しすぎても、観察が不十分になるだけでなく接触する危険がある。適切な間合いを保ちつつ、技や動きを予測しながら移動することが重要である。
3. 寝技に移った場合、すみやかに（走らない）締技・関節技を確認できる見やすい位置・間合いに移るべきであり、当然立ち勝負より近い距離で観察するべきである。しかし、畳に膝や手を着く等、極端な姿勢は避けるべきである。
4. 寝技の攻防で場外側に向いている場合や絞技など、場内からでは見にくい場合は、主審は安全地帯から観察するべきである。
5. 試合中に様々な状況が起きるが、如何なる場合でも落ち着いて毅然とした態度を保ち、冷静に捌くことが大切である。（注）どのような場合でも、顔の表情を変えないよう注意する。
6. 主審は腕を垂直に垂らし、基本姿勢を身につける。  
※ 技が決まり畳に着地した時、腰を極端に引いたり、頭や体を捻ったりしないよう注意する。
7. 試合場を歩く時、度が過ぎないように注意すること。  
※ 出来るだけ落ち着いて歩く。また、手を大きく振りながら歩くことは避けること。

### ○宣告・ジェスチャー

1. 審判員の全ての合図は正確に力強く、3～5秒間維持し、試合者から目を離すことなく、副審（係員・観衆）に分かるよう動きながら継続すること。
2. 「待て」の宣告は、手は時計係の方向へ試合者に向かって発声する。  
（注）発声とジェスチャーは同時に行う。また、「待て」は時計係に近い側の手で動作すること。
3. 宣告の取り消し・訂正を正確に行う。
  - (1) 宣告した動作を一方の手で示し（発声はしない）、同時に他方の手を伸ばし上方に高く上げ、左右に2～3回振る。訂正する必要がある場合、その後すみやかに宣告（発声）する。
  - (2) 反則の宣告を取り消す場合、人差し指を試合者に向け、他方の手を伸ばし上方に高く上げ、2～3回振る。（注）もう一度、罰則の合図を示す必要はない。
4. 不明瞭と思われる場合は、主審は公式合図の後、技の効果を得た選手を示すために、赤又は白色のテープ（開始線）を指指す。
5. 試合者から目を離さない。「待て」の後、移動中でも試合者を視野に入れておくこと。  
※ 「待て」の後、選手が試合開始の位置に戻らなくても、また、主審が試合開始の位置に戻らなくても（どこにいても）「始め」を宣告することが出来る。但し、試合者双方が向かい合った平等な状態であることが条件である。

## ○副審

1. 副審は主審をサポートする。技や反則の判断は主審に委ねず、自身で確実にを行うことが大切であるが、主審より先に動作しないこと。  
(注) 但し、副審は主審に対して、過剰な影響を及ぼす行為をしない。 ※寛容さも必要。
2. 「待て」で時計が止まる時や、「抑え込み」が計測される時は時計(時計係)を確認する。また、技の評価や反則が与えられた時もスコアボードを確実に確認する。もし、誤りがあった場合は主審に知らせ直させる。(注) 副審は直せない。
3. 合議をする必要がある場合、その場に立つ。また、1人の副審が立ち上がった場合は、もう1人の副審も立って合議を求めること。※合議の際は、正しい位置・姿勢で行う。
4. 場内外のジェスチャーは、主審の技の評価の宣告か、「待て」の宣告が行われるまで維持する必要がある。
5. 姿勢・態度を正しく。
  - (1) 背筋をまっすぐに、椅子の背もたれに深く掛ける。(注) 両足を開くが、極端には開かない。
  - (2) 両手は掌を下にして大腿部内側の上に自然に置く。
  - (3) 極端にのぞき込んで見たり、顔を動かしたり、うなずいたりすることは控える。

## ◎副審が試合場外(一人審判制)での留意点

- (1) 何より話し合いが可能となり、「次に技を掛けたら白に指導を与えようか」等、常にコミュニケーションを図ることが重要である。
- (2) 技の評価等、間違いやトラブルの可能性があり映像で確認する必要がある場合は、主審に確認する旨を伝え、試合を止めるよう指示する。※この場合、主審は服装を直させる等して間を取る。
- (3) インカムで主審に告げる場合、冷静に正しく簡潔に伝える。(例:「白・場外指導」) また、マイクから口が近過ぎると、聞き取りづらい場合があるので注意が必要。  
※ 主審が聞き取れない場合等は、ジェスチャーで伝える。

## ○その他

1. 主審は試合が始まる前に、試合場・用具・競技役員等すべてが適正な状態にあることを確認しなければならない。また、医師やジュリー席も確認しておくこと。
2. 記録係・得点表示係・時計係・競技役員は21歳以上で国内審判員として、最低3年の経験を有し規定をよく理解している者でなければならない。※大会規定に応じて柔軟に対応。
3. 公認審判員規定に定められている服装を正しく着用し、審判を務めること。
4. 礼法を徹底させる。その意味からも指導的立場にある審判員が自らの礼を正しく行い、選手の礼法も正しくコントロールする。 ※ 試合終了の際、服装を正しく直させてから勝者指示を行うこと。